

第 2 3 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 4月10日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成27年 3月27日付け26住ま第47号の行政文書公開決定等期間延長通知書（以下「延長通知書」という。）は最初書留郵便にて請求者あてに発送されたと思うが、普通郵便での送付で可の筈だが、何故に書留郵便を利用した事のかかるものを求めます。

- 2 同月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

普通郵便で十分な通知文書送付なのに、わざわざ簡易書留にした根拠を問いただしているのに、非公開決定理由の新たに作成した文書不存在は不当な決定である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

延長通知書について、送付方法に関する取扱いを定めた規定はなく、また、

文書の送付方法について判断する文書の作成はしていない。そのため、本件異議申立ての対象となる文書は不存在である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

行政文書公開事務取扱要綱（平成 12 年 9 月 29 日付け市民経済局長決裁。以下「要綱」という。）において、「「行政文書一部公開決定通知書」、「行政文書非公開決定通知書」を郵送する場合は、簡易書留等により送付する。」と規定されているものの、延長通知書を郵送する場合の送付方法に関しては、規定されていない。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、延長通知書を簡易書留により送付したことの根拠がわかる文書であるが、上記 2 のとおり、要綱においては、延長通知書の送付方法に関して規定されていない。

(2) 要綱において延長通知書の送付方法に関しての規定がない以上、送付方法について、どのような手段を選択するかは実施機関の裁量によるものであり、送付の都度、その根拠となる文書を作成する必要性は考えにくい。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足る 事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認め られる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 6月 4日	諮問書の受理
6月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

7月 1日	実施機関の弁明意見書を受理
7月10日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
8月 7日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受 理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
12月13日 (第13回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 2月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久